

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	平成29年度(第2回)入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成29年8月1日(火) 午後2時00分開会・午後3時13分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B棟 5階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 齋藤大治、齋藤めぐみ、中沢茂樹、花島綾、 晝間達夫(会長代理) 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、瀧仁孝、寺師良樹、宮城公子 3号委員 臼井秀、永田雅良、星野英一、松下庄一(会長)、 山畑雅廣 4号委員 清尾修、寺山守夫、松川知道
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	議事 (1) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて 村田主幹 (2) 平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について 村田主幹 (3) 入間市国民健康保険税の税率改定について 坂本主幹 その他 (1)報告事項 ①国保広域化について 田島副主幹 ②糖尿病性腎症重症化予防事業について 須田副主幹 (2)事務連絡 次回会議予定について 村田主幹
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり

事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 健康推進部長 晝間昭彦 健康推進部次長 田代清治 国保医療課長 鈴木浩昭 国保医療課主幹 村田雄一、坂本満 国保医療課副主幹 須田香織、田島由美子 収 税 課 長 玉井栄治 収 税 課 主 幹 文字山繁夫 債権回収対策室長 豊泉兼一 健康管理課長 宮岡久 地域保健課長 須田美菜子
会議録作成方法	要点記録

## 会 議 録 ( 2 )

### 議事の概要 (経過) ・決定事項

- 1 委嘱状交付 (田中市長)
- 2 開会 (司会)
- 3 会長あいさつ (松下会長)
- 4 市長あいさつ (田中市長)
- 5 議事 (議長：会長)
  - (1) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて (事務局からの説明後に全員了承)
  - (2) 平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号 (案)) について (事務局からの説明後に全員了承)
  - (3) 入間市国民健康保険税の税率改定について (事務局からの説明・質疑応答後、次回は国保広域化標準税率・納付金の第3回目の試算額を参考に審議を行うこととなる。)
- 6 その他
  - (1) 報告事項
    - ① 国保広域化について
    - ② 糖尿病性腎症重症化予防事業について
  - (2) 事務連絡  
次回会議予定について
- 7 閉会 (晝間会長代理)

会議録(3)

発言者	発言内容
<p>市長 事務局長 市長 市長 事務局長</p>	<p>委嘱状交付(省略) 開会(省略) 会長あいさつ(省略) 市長あいさつ(省略) 本日の出席委員ですが、18名全員が出席しています。会議を始める前に、本日の会議の議事録署名委員を指名します。1号委員から花島委員、3号委員から臼井委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。議題1、平成28年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて、事務局より説明願います。 平成28年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みにつきまして、説明いたします。 資料につきましては、資料1-(1)、1-(2)の2つになります。 資料1-(1)には、決算の全体像と、歳入歳出の各科目の金額を記載しています。資料1-(2)は、主な歳入歳出の内容についてとりまとめた報告書になります。 説明につきましては、資料1-(1)を基に説明いたします。 まず、決算の概要、全体像についてですが、資料の1ページ、2ページをご覧ください。円グラフで歳入歳出の全体像を表したものになります。左のページが歳入、右のページが歳出になります。内容説明の前に、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。右のページ、歳出の円グラフですが、グラフの左下部分に「0円0.00%」の表示が3箇所ありますが、削除をお願いいたします。 説明に戻ります。まず、歳入についてですが、グラフを時計で例えますと、0時から2時の部分は、歳入の根幹をなす国民健康保険税で、全体の約19%を占めています。次にグラフの2時から11時の部分ですが、医療費支出に対する国や県などからの交付金等で、全体の約72%を占めています。次に11時から11時50分くらいの部分ですが、「一般会計繰入金」になります。このうち、「ケ」のいわゆる法定分は、低所得者の保険税の軽減に対する国・県からの補填金などです。また、平成27年度からの国の財政支援金1,700億円分を含んでいます。入間市では、約1億5,300万円が交付されています。「コ」の「その他」、いわゆる法定外繰入金は、歳入歳出の収支不足を補うため、一般会計に助けてもらったお金7億8千万円です。次に残る12時までの部分ですが、平成27年度からの繰越金のほか、国税の延滞金、第三者行為に係る返納金などになります。 続きまして、右のページ、歳出についてですが、0時から7時の部分が、保険者として医療機関や被保険者に直接支払いをする医療費等の保険給付費で、全体の約56%を占めています。7時から11時半の部分が保険給付費以外の医療費関連の支出、後期高齢者支援金等の拠出金などで、全体の約42%を占めています。残る11時半から12時の部分は、総務費、保健事業費などの費用になります。</p>

続きまして、歳入歳出の各科目について説明いたします。3ページ、4ページをご覧ください。歳入についてですが、網掛けをしてあります科目「款」毎に、金額の左から2列目の決算見込額と6列目の前年度比較により説明いたします。

まず、款1国民健康保険税につきましては、平成27年度に実施した税率改定の効果はあるものの、被保険者数の減少により、決算見込額は35億9,753万円で、前年度より1億5,675万円の減額となりました。款2使用料及び手数料は、国保税の納税証明書の交付手数料で、決算見込額は16,000円です。款3国庫支出金は、一般被保険者の医療費などの支払いに対する国の負担分で、決算見込額は36億3,253万円です。この中には、保険者の経営努力に対する交付金、いわゆる特分等も含んでおり、平成28年度は1億3,365万5千円を獲得することができました。これで、3年連続して1億円を超える交付金を獲得しています。款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、被用者保険が負担をしています。決算見込額は3億7,207万円で、前年度より2億1,653万円の減額となりました。減額の理由は、退職者医療制度廃止からの経過措置が平成26年度末に終了し、対象者が減少していることによるものです。次に、款5前期高齢者交付金は、65歳以上の前期高齢者に係る医療費について、各保険者が拠出し、その加入人数に応じて、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、決算見込額は45億6,912万円で、前年度より1億8,039万円の減額となりました。款6県支出金は、一般被保険者の医療費などの支払いに対する県の負担分ですが、決算見込額は10億8,410万円です。

5ページ、6ページをご覧ください。款7共同事業交付金は、県内市町村国保の財政を安定化するため、埼玉県国民健康保険団体連合会が主体となって実施している再保険制度ですが、決算見込額は40億1,234万円で、前年度に比べ、1億5,648万円の減額となりました。款8財産収入は、三つの基金の利子収入で、決算見込額は52,323円です。款9繰入金については、13億8千万円となりました。先ほど全体像で説明しましたが、法定分の決算見込額は5億9,923万円、法定外の決算見込額は7億8,076万円です。款10繰越金、平成27年度からの繰越金1億5,671万円です。款11諸収入は、国保税の延滞金、交通事故などによる第三者行為の返納金で、7,780万円となりました。

歳入総額は、188億8,229万円で、前年度に比べ11億3,366万円の減額となりました。

続きまして、歳出についてですが、7ページ、8ページをご覧ください。款1総務費ですが、被保険者証の発行やレセプトの審査費用などの事務費で、5,840万円となりました。前年度に比べ1,558万円の減額となりましたが、前年度は、国民健康保険システムの更新費用があったことによるものです。款2保険給付費、医療機関や被保険者に対して支払う医療費等ですが、107億2,216万円で、前年度に比べ6億8,572万円の減少となりました。これは、前年度よりも被保険者数が年度平均で2,186人減少していることと、一人当たり医療費が3,353円減少したことによるものです。

9ページ、10ページをご覧ください。款3後期高齢者支援金等は、

<p>会長 会長 会長</p>	<p>75歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援金ですが、決算見込額は22億8,762万円で、前年度と比べて1億2,722万円の減額となりました。その理由は、社会保険診療報酬支払基金への支払金において、被保険者数の減少から、平成28年度の概算額が平成27年度より減額となったこと、また、平成26年度分の清算に係る減額があったことによるものです。款4前期高齢者納付金等は、65歳以上の前期高齢者の加入状況に応じて拠出するもので、決算見込額は167万円となりました。款5老人保健拠出金は、平成19年度で老人保健制度は廃止となっておりますが、その事後処理に係る事務費として58,113円を拠出しました。次に、款6介護納付金は、介護保険の財源として各保険者が拠出する費用で、8億4,317万円を拠出しました。前年度と比べて6,515万円の減額となりましたが、その理由は、社会保険診療報酬支払基金への支払金において、対象被保険者の減少から、平成28年度の概算額が平成27年度より減額となったこと、また、平成26年度分の清算に係る減額があったことによるものです。款7共同事業拠出金は、決算見込額が43億4,294万円で、前年度に比べ、3,964万円の増額となりました。款8保健事業費は、特定健康診査や糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業に係る費用ですが、決算見込額は2億93万円となりました。次に、款9基金積立金は、保険給付費の支払金不足に備える積立金について、定期預金による運用をした利子収入39,108円です。款10公債費は、万一、支払金等に不足が生じ、金融機関等から借入れが必要となった場合の、利子の支払い費用ですが、借入れは行っていません。</p> <p>11ページ、12ページをご覧ください。款11諸支出金は、過年度の国の療養給付費等負担金の確定による償還金や国税の還付金などで、決算見込額は1億5,272万円となりました。減額となった理由は、前年度は、一般会計への繰出金1億2千万円があったことによるものです。</p> <p>歳出総額は、186億972万円で、前年度に比べ12億4,952万円の減額となりました。</p> <p>13ページをご覧ください。平成28年度決算見込額の総括ですが、歳入総額188億8,229万4,539円から、歳出総額186億972万9,575円を差引いた形式収支では、2億7,256万4,964円の黒字となりました。</p> <p>この形式収支額から、前年度形式収支額1億5,671万1,937円と、その他一般会計繰入金7億8,076万9,578円を差し引き、基金積立金39,108円を加えた実質単年度収支では、6億6,487万7,443円の赤字となっています。</p> <p>平成28年度決算見込みの説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>何かご質疑等ございますか。 (質疑なし)</p> <p>平成28年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについては、ご了承いただいてよろしいでしょうか。 (意義なし)</p> <p>議案のとおり了承します。</p> <p>それでは、議題2、平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について、事務局より説明願います。</p>
-------------------------	--

事務局

平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)につきまして、説明いたします。

1ページ、2ページをご覧ください。今回補正する科目については、網掛けをしてあるものになります。補正額につきましては、左から3列目の補正第2号になります。

歳入の補正内容ですが、款3国庫支出金、項1国庫負担金 目2高額医療費共同事業交付金と、款6県支出金 項1県負担金 目1高額医療費共同事業交付金の、それぞれ4,198万9千円の増額については、決算の全体像でも触れました、県内市町村国保の財政を安定化するため、埼玉県国民健康保険団体連合会が主体となって実施している再保険制度である共同事業のうち、80万円を超えるレセプトを対象とした高額医療費共同事業拠出金に対して、国と県が1/4ずつ負担することになっており、後ほど歳出で説明しますが、その拠出金が増額となることによるものです。次に、款7共同事業交付金の1,032万8千円の減額については、国保連合会からの交付金の見込額の通知により、減額をするものです。款8財産収入は、3つの基金の定期預金による利子収入の見込みにより、1万9千円の増額をするものです。款10繰越金は、平成28年度決算による形式収支を繰り越すものです。

3ページ、4ページをご覧ください。歳出の補正内容ですが、款1総務費 項1総務管理費 目1一般管理費の29万1千円の増額については、高額療養費の支給申請通知に係る、はがきの郵便料金の値上げ等による増額です。款3後期高齢者支援金等の41万9千円の増額、款5老人保健拠出金2万2千円の減額、款6介護納付金274万円の減額については、支払先である社会保険診療報酬支払基金からの支援金等の額の確定通知により、補正するものです。次に、款7共同事業拠出金についてですが、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。一番右の列、補正理由ですが、「拠出金の額の確定による増額」と記載していますが、正しくは「拠出金の見込額の通知による増額」となります。大変、失礼をいたしました。説明に戻ります。款7共同事業拠出金の2億4,284万円の増額ですが、国保連合会からの見込額の通知による増額となります。款8保健事業費 項2保健事業費 目1保健衛生普及費62万4千円の増額は、医療費通知に係る、はがきの郵便料金の値上げに伴う増額です。同じく、目2疾病予防費の国保医療課所管分ですが、前回、5月の協議会において、保健事業の実施計画を説明いたしましたが、高血圧者に対して医療機関への受診勧奨通知を実施するための郵送料1万7千円を計上するものです。

5ページ、6ページをご覧ください。次に、款9基金積立金5,001万5千円の増額は、保険給付費の支払金不足に備えるための基金への積み増しをするため、5,000万円を計上するものです。残る1万5千円については、預金利子収入の増額見込みによるものです。次に、款11諸支出金 項1償還金及び還付加算金 目3償還金4,281万9千円の増額については、国の療養給付費等負担金と、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金の過年度、平成28年度の精算額の確定に伴う返還金を計上するものです。同じく項2繰出金については、高額療養費つなぎ資金貸付基金と出産費資金貸付基金の預金利子収入の見込みにより補正するものです。款12予備費1,196万5千円につきましては、歳入歳出額の差を

<p>会 長</p>	<p>調整するものです。          以上の補正内容により、歳入、歳出、それぞれ3億4,623万2千円を追加し、補正後の総額を191億3,560万5千円とするものです。          平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)の説明につきましては以上です。ご審議のほどお願いいたします。          ただいまの説明に対し、何かご質疑等ございますか。          (意義なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案のとおり了承します。          それでは、議題3、入間市国民健康保険税の税率改定について、事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>入間市国民健康保険税の税率改定につきまして、説明いたします。          資料3-(1)をご覧ください。前回の協議会で、協議決定いただいた税率改定の時期については平成30年度に実施することで承認を頂いております。          資料の3-(1)の※印で説明しているとおり、広域化に伴う標準保険税率につきましては、平成30年1月に県より示される予定です。          今回の税率改定では、標準保険税率が確定していないことから、答申に基づいた改定を行いたいと思います。なお、平成31年度以降につきましては、標準保険税率を加味した税率改定の検討を行ってまいります。          それでは、税率改定の内容につきまして、ご説明いたします。事務局にて、答申に基づいた2つの案をご提示いたします。          第1案につきましては、答申で示されている税率で改定する案です。改定後の賦課増加額は2億1,644万7千円です。          第2案につきましては、答申の額で改定する案で賦課増加額を2.5億円とするため、答申税率を見直す案です。改定後の賦課増加額は2億5,057万7千円です。          それでは、具体的な税率改定内容につきまして、ご説明いたします。          資料3-(2)をご覧ください。改定年度は平成27年度、改定額は5億円の欄が、現在の税率の内容を示しております。ただし、賦課限度額の現在の額につきましては、第1案、第2案で示している額です。その下段の欄が、今回の改定案の第1案と第2案の税率の内容を示しております。第1案は、答申の税率内容です。第2案は、賦課増加額を2.5億円とするために、第1案の答申の税率内容の一部を変更した税率となっております。変更した箇所は、表の医療給付費分の所得割の欄になります。医療給付費分の所得割の税率を第1案の7.4%から7.56%へ引き上げています。医療給付費分を変更した理由は、低所得者世帯の税負担を配慮したものです。          では、実際に試算した賦課額について、ご説明いたします。          資料3-(3)をご覧ください。左端の項目欄で、現在の税率内容で積算しました平成29年度の賦課額に対して、第1案と第2案を比較しております。中段の合計欄の増加額をご覧ください。第1案では、H29年度に対し、2億1,644万6,607円の増額となり、増加率は6.35%、1人当たりの賦課額は91,524円となります。第2案では、平成29年度に対し、2億5,057万6,965円の増額となり、増加率は7.35%、1人当たりの賦課額は92,385円となります。          答申では、法定外繰入金を10億円削減するため、激変緩和を考慮し</p>



<p>会 長</p> <p>澤田委員</p> <p>花島委員</p> <p>齊藤め委員</p> <p>臼井委員</p>	<p>た3回での税率改定を実施することになっており、第1回目の税率改定では、賦課額を5億円増額する改定を行いました。</p> <p>これは、当時、法定外繰入金を削減するための財源が、国民健康保険税のみであったため、賦課額を5億円増額するための税率改定を実施しました。</p> <p>今回の第2回目の税率改定につきましては、まず、資料3-(4)をご覧ください。この表の中で、右端の欄で法定外繰入金の平成29年度推計見込の額が8億1,091万1千円と見込んでおります。1回目の税率改定における削減見込み額を上回る効果となっております。</p> <p>これは、国の財政支援による財源が増えたこと、また被保険者数の減少による歳出減少などにより、税率改定による財源以外でも、法定外繰入金が減少しているものです。</p> <p>資料3-(5)をご覧ください。上段の表のH30税率改定(2.5億)欄をご覧ください。答申では、第2回目の税率改定により法定外繰入金を7億5千万円削減することになっております。</p> <p>これを基に、下段の表をご覧ください。第1案と第2案の税率改定後の法定外繰入金の削減額を示しております。第1案では、税増額分調定額で、2億1,644万7千円により、法定外繰入金削減額が7億5,134万1千円、7億5千万円削減に対して、1億3,441万1千円のオーバーとなっております。第2案では、税増額分調定額で、2億5,057万7千円により、法定外繰入金削減額が3億3,338万3千円のオーバーとなっております。答申の目的は、2回目の改定で、法定外繰入金を2.5億円削減することになっております。</p> <p>第1案の場合、先ほど説明しましたとおり、税増額分調定額が約2.1億円ですが、税率改定以外での法定外繰入金を削減できる財源などが増えたことから、2.5億円の削減額を達成できることとなり、答申の趣旨に沿った結果を得ることができます。</p> <p>一方、第2案の場合、削減額が、答申の額を大幅に上回るため、加入者の理解を得ることに留意が必要となります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から第1案と第2案について説明がありました。本日の協議会では、この2案について皆様にご協議いただきたいと思っております。何かご意見やご質疑等ありますか。</p> <p>答申では、法定外繰入金を2.5億円削減することになっておりますので、第1案の方が良いと思っておりますが、第2案のように保険税を増額できるときにお願いしても良いのかもしれませんが、低所得者に対する配慮もしてあるということなので、第2案でも良いと思っております。</p> <p>広域化に伴う標準保険税率については、これから県より示される予定ということで、また改めて検討する必要があると思っております。第1案ですと税増加額が低いですし、それで2.5億円を削減できるのであれば、市民も納得するのではないかと感じます。</p> <p>税増加額は1件1件額が違いますが、増額できる時に必要な分を一度にあげた方が説明もつきやすく、納得がいきます。第2案であれば、増額の理由もはっきりしており、かつ当初の目的だった2.5億円を削減できるので良いと思っております。</p> <p>財政などについて考えたときに、第2案のほうが良いと思っております。</p>
---	---

齋藤大議員 花島委員	<p>保険を使う側から考えると、第2案のほうが良いと思います。</p> <p>広域化によってもう一度見直しが必要になると思います。平成30年度で2.5億円削減し、平成31年度でまた削減しますが、その段階で、不足分を調整するほうが良いと思います。2.5億円という数字を市民に説明しているので、その金額が合致していたほうが良いと思いますし、理解が得られると思います。</p>
会長代理	<p>答申では2.5億円削減となっていますので、第2案が良いと思います。広域化になりますと、もっと負担増になる可能性がありますので、そのときに少しでも低く抑えたいと思いますので、お願いできるときに負担していただくほうが良いと思います。</p>
会長	<p>第1案、第2案とそれぞれ意見が出ましたが、もう少し意見を出していただいて、方向性を決めたいと思います。</p>
市長	<p>埼玉県に収める納付金について、税金からと税金以外からどのくらい支出する金額になるのか確定しているのですか。</p>
事務局	<p>埼玉県から納付金や標準税率について2回ほど示されましたが、その中には国からの補助金が含まれておらず、埼玉県の試算では、人間市では1人あたり4割程度、税金が増額になる試算がされています。3回目の試算が9月に示されますので、その中には国の支援が含まれ、内容が精査されますので、次回の協議会で詳しく説明をさせていただきたいと思います。最終的には、今の税率よりは上げなくてははいけませんので、現時点では、協議会でいただいている答申に基づいて2回目の改定をさせていただき、広域化の内容がはっきりした段階で、最終的にご審議させていただきたいと思います。今の段階では、具体的な数字ははっきり申し上げられません。</p>
花島委員	<p>平成29年度に税率をあげるという予定を、消費税率引き上げで延期していますが、平成30年度に消費税率が引き上げになったときに、平成32年度に延期する予定などありますか。</p>
事務局	<p>平成29年度に予定していた2回目の改定の延期については、消費税率の引き上げの影響もありますが、それは1つの社会的な要素として、その他にも、国保広域化をはじめとする国保制度改革やそれに伴う国の財政支援拡充なども延期の理由となっています。1回目改定については、5億円の税率改定を目的として行った結果、当初を超える金額となり、改定を1年間延期しました。今後、消費税率が引き上げになったとき、どのような対応をするかはまだ決めていませんし、協議会において、協議いただく内容になると思います。</p>
会長	<p>先日の国保新聞で、厚生労働省が7月10日に広域化制度について都道府県に示したとありますが、詳しい内容等については、次回の協議会までに確定しますか。</p>
事務局	<p>このあとの報告事項で国保広域化について説明しますが、納付金・標準保険税率の3回目の試算が9月に示されます。国からの支援の内容が具体的に示され、盛り込まれますので、場合によっては9月の試算額の数字をみていただいた上で、検討をいただくのも一つの考え方かと思います。</p>
会長	<p>事務局から提案がありましたように、9月に確定に近い数字がでてくるということですので、次回の協議会でその数字をもとに協議をした方がよいのではと思いますがいかがでしょうか。</p>

中 沢 委 員	そのほうが良いと思います。
澤 田 委 員	増額になるのは間違いないので、次回の協議会で確定に近い数字がでてくるのであれば、その数字をみて決めるのが良いと思います。
事 務 局	税率改定については重要な案件ですので、今日、決定いただく必要はありません。もう一度、議論を深めていただければと思います。
会 長	それでは、次回の協議会でもう一度協議いただくことでご了解いただけますでしょうか。
会 長	(異議なし) それでは次回にご協議をお願いします。
会 長	他に何かありますか。
会 長	(質疑なし) 以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございます。
事 務 局	それでは、これで議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願いします。
事 務 局	それでは報告事項につきまして、事務局より報告等させていただきます。
	国保広域化について説明いたします。
	資料4をご覧ください。今後のおおまかなスケジュールについて説明いたします。平成29年8月10日まで、県が「埼玉県国民健康保険運営方針(案)」に対する県民コメントを募集しております。これは、現在、埼玉県国民運営協議会で協議しています「埼玉県国民健康保険運営方針」の案に対して、広く県民から意見を求めているもので、埼玉県ホームページに掲載されております。そして、9月には埼玉県国民健康保険運営方針が決定します。これにより、国保広域化において埼玉県と市町村が国保の安定的な運営を図るための取組を行なっていくこととなります。同じく9月には納付金・標準保険税率の3回目の試算が示されます。これは、平成30年度からの新たな国の財政支援分が盛り込まれた試算となります。11月には、納付金・標準保険税率の仮算定が示され、平成30年1月には、納付金・標準保険税率が示されます。これにより、平成30年度に各市町村が納める納付金が確定することになります。平成30年2月21日に、3月市議会定例会に平成30年度国民健康保険特別会計予算案を上程します。この予算案につきましては、例年と同様に2月始めに開催される国保運営協議会においてご協議いただく予定です。そして、平成30年4月1日、国保広域化が開始されます。
	以上、国保広域化が始まるまでのおおまかなスケジュールについて説明をいたしました。
	次に、糖尿病性腎症重症化予防事業について、説明いたします。
	資料5をご覧ください。この事業は、被保険者の健康寿命の延伸、生活の質の維持・向上と医療費の増加抑制を図ることを目的に、入間地区医師会様のご理解とご協力をいただきながら、平成26年度より埼玉県内の市町村に先駆けて、実施しています。平成28年度からは、埼玉県の共同事業に参加し、実施しました。
	「保健指導」につきましては、16の市内医療機関にご協力いただき、対象者258名と医療機関より7名の推薦をいただき、保健指導の参加者を募集したところ、26名の参加をいただきました。そのうち、5名が途中辞退をしましたが、21名が6か月間の保健指導を修了しました。

参加者の検査値の平均をヘモグロビン・エーワンシー値で比較してみますと、初回面談時では7.6%ありました値が最終面談時では7.3%となり、0.3%減少しました。ヘモグロビン・エーワンシー値が高いほど、高血糖状態にあり、日本糖尿病学会の糖尿病治療ガイドでは、合併症予防の観点から、ヘモグロビン・エーワンシーの目標値を7%未満としています。

次に、継続支援についてですが、平成26年度、平成27年度の保健指導修了者を対象に、改善された生活習慣を維持していただくための支援と、モチベーションを保つことができるよう働きかけを行うことを目的に、対象者33名に募集案内をしたところ、8名が参加し、全員が6か月間の継続支援を修了しました。

次に、受診勧奨につきましては、特定健診の検査結果が悪い状態であるのに、医療機関を受診していない医療機関未受診者146名と糖尿病の治療を中断していると思われる医療機関受診中断者20名に対して、医療機関への受診を促す通知を送付しました。

2ページ、3ページをご覧ください。保健指導に参加された21名の方にアンケート調査をお願いしたところ、17名からご回答をいただきました。

自己管理の状況についての5つの質問の回答については、おおむね良い内容の結果をいただいております。また、自由記述欄では、保健指導に参加したことで、病気や体調管理に対する認識が持てるようになった、自己管理に取り組む必要性を感じた等、参加して良かった、役立ったとの意見がありました。

4ページをご覧ください。今年度の事業についてですか、今年度も埼玉県共同事業に参加し実施していきます。

保健指導については、参加者を8月10日まで募集しており、募集人数は昨年度と同じ30名を予定しております。7月末現在、6名の参加希望をいただいております。8月下旬までに参加者を決定し、9月から6か月間の保健指導を行ってまいります。

継続支援については、対象者46名に募集案内通知を送付し、11名の方にご参加いただけることになりました。

受診勧奨については、医療機関未受診者176名と治療中断者18名に対し、医療機関への受診勧奨通知を6月23日に送付いたしました。また、参考資料として、事業の委託業者である株式会社NTTデータからの報告書を添付いたしました。この資料については、平成28年度に事業に参加した埼玉県内40市町の結果報告になります。

以上で、糖尿病性腎症重症化予防事業の説明を終わります。

何か質問等ございますか。

(質問なし)

事務局

最後に、一点ご報告します。本日、派手なポロシャツと名札を着用している職員がいますが、昨年度と同様の取り組みですが、健康の保持・増進と医療費の増加を抑制するための取り組みとして、ポロシャツの胸には「見直そう！その生活習慣」、背中には「自分の健康は、自分で守る！」と、被保険者の方、自らが自分の健康を守る意識の高揚をしていただくために、また、名札には、「使ってみませんか？ジェネリック医薬品」と、保険者と被保険者の互いの負担を抑制するためのPRを行っています。

事務局	<p>それでは、事務連絡を申し上げます。</p> <p>今後の会議予定になります。第3回協議会を10月10日（火）午後2時から予定しておりますので、ご出席くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、閉会のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。 (晝間会長代理あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>
-----	---